

「広島県再犯防止推進計画令和6年度末の実績」（意見と対応）

意見	対応	取組の方向		取組状況	現状	課題	今後の方向性
<p>2（1）（特に③） 住居等の確保に関連して、居住支援法人の増加やセーフティーネット住宅の増加など有意な報告であるが、居住支援法人やセーフティーネット住宅の情報が、利用する者やその支援者に適切に届く必要がある。これらの者に届くように周知等を検討する必要がある。加えて、これらの成果により、利用者側の視点として、どのように住居の確保がしやすくなったのか、という点から数値目標を設定することも有用と考える。</p>	修正前	<p>2 生活上の基本ニーズの確保・回復 （1）住居等の確保 ●居住支援法人の増加</p>	<p>③ ●居住支援法人の増加 「新たな住宅セーフティネット制度」について、広島県居住支援協議会等を通じて、さらに周知を図るとともに、セーフティネット住宅の登録促進や居住支援法人の増加に向けた取組を実施します。 ●居住支援法人（保護観察対象者を対象）の増加 「保護観察対象者」を対象とする住宅や居住支援法人について、事例や相談窓口の共有などにより、増加に取り組みます。</p>	<p>居住支援を実施する民間団体の研修会に出席し、居住支援法人の指定に向けた働きかけを実施</p>	<p>保護観察対象者等を対象とした居住支援法人数 R7.1月末：7法人 保護観察対象者等を対象としたセーフティーネット住宅数 R7.5.16時点：25,560戸</p>	<p>引き続き、広島県居住支援協議会等を通じた居住支援法人の増加に向けた取組のほか、令和7年10月施行予定の住宅セーフティネット法において新たに開始される居住サポート住宅の制度周知を行う必要がある。</p>	<p>居住サポート住宅について、セミナーの機会をとらえた周知やHPへの掲載等による情報提供等を実施する。</p>
	修正後						
<p>3（1）① 「取組状況」に『広島県就労支援事業者機構主催の「更生保護就労支援連絡協議会」の月例会に出席』も入れてほしい。 また、「今後の方向性」に『広島県就労支援事業者機構』も加えていただきたい</p>	修正前	<p>3 社会参加の実現 （1）就労に向けた支援</p>	<p>① ●協力雇用主の業種の拡大 多様な業種において、協力雇用主への登録が進むよう国の行う広報活動に協力します。</p>	<p>保護観察所主催の「刑務所出所者就労支援事業協議会・連絡会」に出席し、県内の雇用情勢や協力雇用主の登録状況等を把握した。</p>	<p>—</p>	<p>協力雇用主の登録は増加しているが、就労先として建設業以外や障害者の雇用に取り組む事業者の開拓が進んでない。</p>	<p>保護観察所と情報共有や意見交換を行い、課題やニーズを共有し効果的な連携のあり方を検討する。</p>
	修正後			<p>保護観察所や広島県就労支援事業者機構と情報共有や意見交換を行い、課題やニーズを共有し効果的な連携のあり方を検討する。</p>			